令和８年（フ）第４４８号
大分市大字中戸次5846番地の１　ベル郎慧205
債務者　河野　智哉
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２４５号
沖縄県うるま市喜仲三丁目15番５号
債務者　大道　政和
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで　那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１０６号
栃木県足利市千歳町92番地　セレッソカミーノＢ102
債務者　山﨑　康子
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで　宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第１２８号
千葉県木更津市請西南３丁目18番地　アンビエラⅡ　301
債務者　三池田優吾
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで　千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１５６号
千葉県君津市下湯江1399番地
債務者　野澤　政貴
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで　千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１６９号
千葉県君津市人見３丁目23番20号　105
債務者　甲斐　智幸
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで　千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第９９号
広島県呉市寺本町１番15―201号　メゾンカワマ
債務者　吉本　友里加
１　決定年月日時　令和８年９月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで　広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第２６号
岩手県遠野市早瀬町四丁目９番18号　カーサはびねすＡ103
債務者　髙橋　新詞
１　決定年月日時　令和８年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで　盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和８年（フ）第３４４号
新潟市江南区いぶき野１丁目３番７号
債務者　帆苅　寛奈
１　決定年月日時　令和８年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３６７号
新潟市中央区和合町１丁目２番17号　ツインチェリー和合町Ⅱ102号
債務者　林　　英男
１　決定年月日時　令和８年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４０５号
新潟市東区藤見町１丁目17番１―11号
債務者　大矢より子
１　決定年月日時　令和８年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４０６号
新潟市東区藤見町１丁目17番１―11号
債務者　大矢　直人
１　決定年月日時　令和８年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９号
富山県黒部市中新225番地４　ヴィトン　102号、前住所富山県黒部市田家野2030番地46
債務者　田村　　誠
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで　富山地方裁判所魚津支部

令和８年（フ）第３０１号
静岡県磐田市豊岡6364番地　メゾンカンパーニュ103
債務者　山本久美子
１　決定年月日時　令和８年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで　静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３２４号
静岡県浜松市中央区渡瀬町172番地　ルビナスⅡ　203号、前住所静岡県浜松市中央区植松町256番地の２　アップル第３マンション101
債務者　吉田　真吾
１　決定年月日時　令和８年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで　静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３５２号
静岡県浜松市中央区曳馬三丁目７番１号　コーポリバーサイドⅡ　101号室
債務者　藤澤　則子
１　決定年月日時　令和８年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで　静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第６９号
三重県名張市緑が丘中295番地
債務者　米田　智子（旧姓北森）
１　決定年月日時　令和８年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで　津地方裁判所伊賀支部